

青梅市防災基本条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月4日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

自助、共助および公助の考え方にもとづき、市民、事業者および青梅市の責務および備えを明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策および復旧復興対策に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体、財産および尊厳を災害から守ることを目的とし、本条例を制定したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市防災基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 責務（第5条—第7条）

第3章 予防対策（第8条—第10条）

第4章 災害に強い地域づくり（第11条—第13条）

第5章 災害応急対策（第14条・第15条）

第6章 復旧復興対策（第16条）

第7章 他の地方公共団体等との協定（第17条）

付則

青梅市は、東部に立川断層帯があり、西部、南部および北部に多数の土

砂災害警戒区域が点在し、ほぼ中央には多摩川が流れています。

このため、大地震、土砂災害等により広範囲で被害が発生することが想定されることから、市民の生命、身体、財産および尊厳を守ることができるように、災害に対する備えを日頃から整えていくことが重要となっています。

防災には、自分の命は自分で守る「自助」、地域の助け合いである「共助」および行政が担う「公助」が欠かせません。

そこで、市民、事業者および青梅市がそれぞれの責務と備えを明確にし、一体となって災害対策に取り組めるよう、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自助、共助および公助の考え方にもとづき、市民、事業者および青梅市（以下「市」という。）の責務および備えを明らかにするとともに、災害予防対策、災害応急対策および復旧復興対策に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体、財産および尊厳を災害から守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、および災害からの復旧復興を図ることをいう。
- (3) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住する者をいう。
- (4) 自主防災活動 共助の考え方にもとづき、自主的に災害による被害を予防し、軽減するための活動をいう。
- (5) 自主防災組織 自主防災活動を行うために結成された組織をいう。
- (6) 地域防災計画 法第42条第1項の規定により作成する青梅市地域防災計画をいう。
- (7) 事業者 市内において事業を営む法人および個人をいう。
- (8) 防災関係機関等 東京消防庁、警視庁その他の災害対策を実施する

東京都の関係機関、法第2条第3号から第6号までに規定する機関、医療、社会福祉、教育その他の市の災害対策において重要な役割を担う機関等をいう。

(9) 災害時要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時において特に配慮を要する者をいう。

(基本理念)

第3条 市民、事業者および市は、自助、共助および公助の考え方にもとづき、それぞれの責務および備えを果たすとともに、相互に連携し、協力して災害対策に取り組まなければならない。

2 市民、事業者および市は、市内の地域特性を踏まえ、災害時要配慮者等の多様な主体の視点を反映するとともに、災害による被害を最小限にとどめるために災害対策に取り組まなければならない。

3 市民、事業者および市は、防災に関する知識および技術を習得し、災害への対応力を高め、助け合いの考えを広めるとともに、常に時代の変化に合わせ、これらを継承していかなければならない。

(地域防災計画への反映)

第4条 青梅市防災会議（青梅市防災会議条例（昭和38年条例第11号）第1条に規定する防災会議をいう。）は、前条に規定する基本理念を地域防災計画に反映させなければならない。

第2章 責務

(市民の責務)

第5条 市民は、災害時において、自己および家族の安全を確保するため、自ら災害に備えるとともに、防災に関する知識および技術の習得に努めるものとする。

2 市民は、相互に協力して災害対策に取り組むことができるよう、日頃から近隣住民との良好な関係の形成に努めるものとする。

3 市民は、自主防災組織、事業者、市および防災関係機関等が実施する災害対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、災害時において、従業者および事業所への来訪者の安全を確保し、生命、身体、財産および尊厳を守るため、施設および設備の安全管理に努めるものとする。

- 2 事業者は、災害による交通機関の停止等により従業者等が帰宅困難者となった場合の対策を講ずるとともに、従業者に対しその内容を周知するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、災害時において、事業活動を継続し、または再開できるようするため、その体制の整備に努めるものとする。
- 4 事業者は、従業者が防災に関する知識および技術を習得するため、法令で定める場合を除き、必要な研修、訓練等を実施するよう努めるものとする。
- 5 事業者は、自主防災組織、市および防災関係機関等が実施する災害対策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、市民の生命、身体、財産および尊厳を災害から守るとともに、災害による被害を最小限にとどめるため、市民、自主防災組織、事業者および防災関係機関等と連携し、災害予防対策、災害応急対策および復旧復興対策を行わなければならない。

- 2 市は、市民、自主防災組織および事業者に対し、防災意識の高揚を図るため、必要な情報を提供し、共有しなければならない。
- 3 市は、自主防災組織の強化に向けて支援を行うとともに、市民および事業者の自発的な災害対策の推進を図らなければならない。

第3章 予防対策

(市民の備え)

第8条 市民は、災害に備えるために、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 家族等の安否を確認する手段の取決め
- (2) 災害に関する情報を入手する手段の確保
- (3) 避難場所（法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所をいう。以下同じ。）、避難所（法第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。以下同じ。）、避難経路および避難方法の確認
- (4) 3日分以上の食品、飲料水その他の生活必需物資の確保
- (5) 貴重品、救急用具その他の非常持出品の準備
- (6) 自宅の耐震性および耐火性の確保ならびに浸水の防止対策
- (7) 家具等の転倒および落下防止対策

- (8) 近隣住民同士の良好な関係の形成
- (9) 防災訓練への積極的な参加
- (10) その他災害に必要な備え
(事業者の備え)

第9条 事業者は、災害に備えるために、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

- (1) 従業者の安否を確認する手段の確保
- (2) 災害に関する情報を入手する手段の確保
- (3) 避難場所、避難所、避難経路および避難方法の確認
- (4) 3日分以上の食品および飲料水の確保
- (5) 施設の耐震性および耐火性の確保ならびに浸水の防止対策
- (6) 設備等の転倒および落下防止対策
- (7) 事業継続計画の策定および検証
- (8) 防災訓練の実施および検証（法令で定める場合を除く。）
- (9) その他災害に必要な備え
(市の備え)

第10条 市は、災害に備えるために、次に掲げる事項に取り組まなければならない。

- (1) 情報の収集、整理および提供ならびに共有体制の充実および強化
- (2) 備蓄する物資の充実
- (3) 人的および物的な支援を受け入れる体制（以下「受援体制」という。）の整備
- (4) 公共施設の安全性の確保
- (5) 必要な物資の供給および輸送体制の確立
- (6) 避難場所、避難所および福祉避難所（避難所での避難生活において、特別な配慮を必要とする者を対象に、必要に応じて開設される避難所をいう。以下同じ。）の指定ならびに避難所運営手順の策定
- (7) 自主防災活動を支える人材の育成
- (8) 児童、生徒および学生への防災に関する理解を深めるための教育
- (9) 防災訓練の実施および検証
- (10) その他災害に必要な備え

第4章 災害に強い地域づくり

(自主防災活動)

- 第11条 市民は、自主防災組織の行う自主防災活動に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。
- 2 自主防災組織は、自主防災活動において、中心的な役割を担う人材および女性、高齢者等に配慮する活動を担う人材の育成を図るとともに、様々な人が参加し、活動しやすい環境とするよう努めるものとする。
- 3 自主防災組織は、事業者、市および防災関係機関等が実施する災害対策に協力するよう努めるものとする。

(ボランティア等の活動推進)

- 第12条 市は、災害時において、市民のボランティア活動への参加が促進されるよう、日頃から普及啓発を行わなければならない。
- 2 市は、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会と連携し、青梅市災害ボランティアセンター（災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点をいう。）を設置し、受援体制の整備および確保を行わなければならない。
- 3 市は、人的および物的な支援を活用するため、災害時に適切かつ迅速に必要な情報を発信し、または共有しなければならない。

(災害時要配慮者への支援)

- 第13条 市は、災害時要配慮者の支援を的確に行うため、災害時要配慮者に避難行動および避難生活に関する情報を提供するとともに、当該情報を自主防災組織および防災関係機関等と共有し、協力体制を整備しなければならない。
- 2 自主防災組織は、市民と連携し、災害時要配慮者の安否確認、救出、救助、避難誘導等の支援を行うため、防災関係機関等と協力するよう努めるものとする。
- 3 市は、災害時要配慮者を支援するため、福祉避難所の開設および運営について、社会福祉法人等との協力体制を整備しなければならない。

第5章 災害応急対策

(市民、自主防災組織および事業者の災害応急対策)

- 第14条 市民、自主防災組織および事業者は、災害時に自己の生命および身体の安全の確保に支障が生じない限度において、市民、従業者等の生命、身体、財産および尊厳を守るため相互に連携し、次に掲げる事項

を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害に関する情報の収集および共有
- (2) 出火防止および初期消火活動
- (3) 負傷者の救出、救護および搬送
- (4) 近隣住民への避難の呼び掛けおよび支援
- (5) 災害時要配慮者への支援
- (6) 帰宅困難者への支援
- (7) 市と連携した避難所の運営または運営への協力
- (8) その他必要な災害応急対策

(市の災害応急対策)

第15条 市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、防災関係機関等と連携し、速やかに避難および被害の状況等、災害に関する情報を収集し、市民、自主防災組織、事業者等に対し、情報を提供するとともに、適時に避難情報の発令を行わなければならない。

- 2 市は、必要に応じ避難場所、避難所および福祉避難所を開設し、必要な物資を補充しなければならない。
- 3 市は、避難所の施設管理者等と連携し、市民および自主防災組織が避難所の運営を円滑に行うことができるよう協力するとともに、災害時要配慮者等の多様な主体に配慮し、避難生活をしている者の生命、身体、財産および尊厳を守るよう取り組まなければならない。
- 4 市は、福祉避難所を開設したときは、運営を円滑に行うことができるよう当該福祉避難所の管理者等の協力を得て、避難生活をしている者の生命、身体、財産および尊厳を守るよう取り組まなければならない。
- 5 市は、市内において自宅等で避難生活をしている者の発生状況を速やかに把握し、情報の伝達および必要な支援が行われるよう、自主防災組織および防災関係機関等と連携および協力をしなければならない。
- 6 市は、事業者および防災関係機関等と連携し、帰宅困難者の発生状況を速やかに把握するとともに、帰宅困難者を一時的に受け入れる施設の確保、避難および帰宅のための情報の提供等の支援が行われるよう、事業者、防災関係機関等および他の地方公共団体と連携および協力をしなければならない。

第6章 復旧復興対策

(復旧復興対策)

第16条 市は、災害時において、都市機能の回復、市民生活の再建および安定ならびに事業者の事業継続を図るため、防災関係機関等と連携し、速やかに復旧復興対策に取り組むとともに、市民および事業者に必要な支援を行わなければならない。

- 2 市民および自主防災組織は、災害時において、相互に協力し、速やかに市民生活の再建を図るとともに、市が実施する復旧復興対策の取組に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、災害時において、市が実施する復旧復興対策の取組に協力するよう努めるものとする。

第7章 他の地方公共団体等との協定

(他の地方公共団体等との協定)

第17条 市は、災害時に防災関係機関等から提供される人的および物的な支援を円滑に受け入れるために、他の地方公共団体、事業者等とあらかじめ災害対策に関する協定を締結し、必要な体制を整備するものとする。

- 2 市は、前項の規定により、他の地方公共団体と災害対策に関する協定を締結するときは、相互に応援が図られるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。